基本編

1. 土壌汚染とは？ －土壌汚染の健康リスクを理解する－

土壌は、私たちが暮らしている土地（地盤）を形づくっているもので、私たちが生きていく上で必要な構成要素のひとつです。土壌中には、様々な原因により有害物質が含まれていることがあり、それが飛散して直接口に入ったり、有害物質が溶け込んだ地下水の飲用等により有害物質が人の体に取り込まれると、健康に悪い影響が生じるおそれ（健康リスク）があります。このため、法や条例では、土壌中の有害物質による人の健康への影響を防ぐための基準や対策等が定められています。

土壌汚染とは、一般的に、薬品や排水の漏えい等の人為的原因により有害物質が土壌中に蓄積され、その濃度が法や条例で定められた基準値を超えている状態を指しますが、土壌の成り立ち等の自然的原因も含め、土壌中の有害物質の濃度が基準値を超えている状態全般を指すこともあります。

法や条例では、土壌汚染が見つかり、土壌の飛散や地下水の飲用等により有害物質が人の体の中に入る可能性がある場合には、健康への影響を防ぐため、その経路を遮断する対策を行うこととしています。

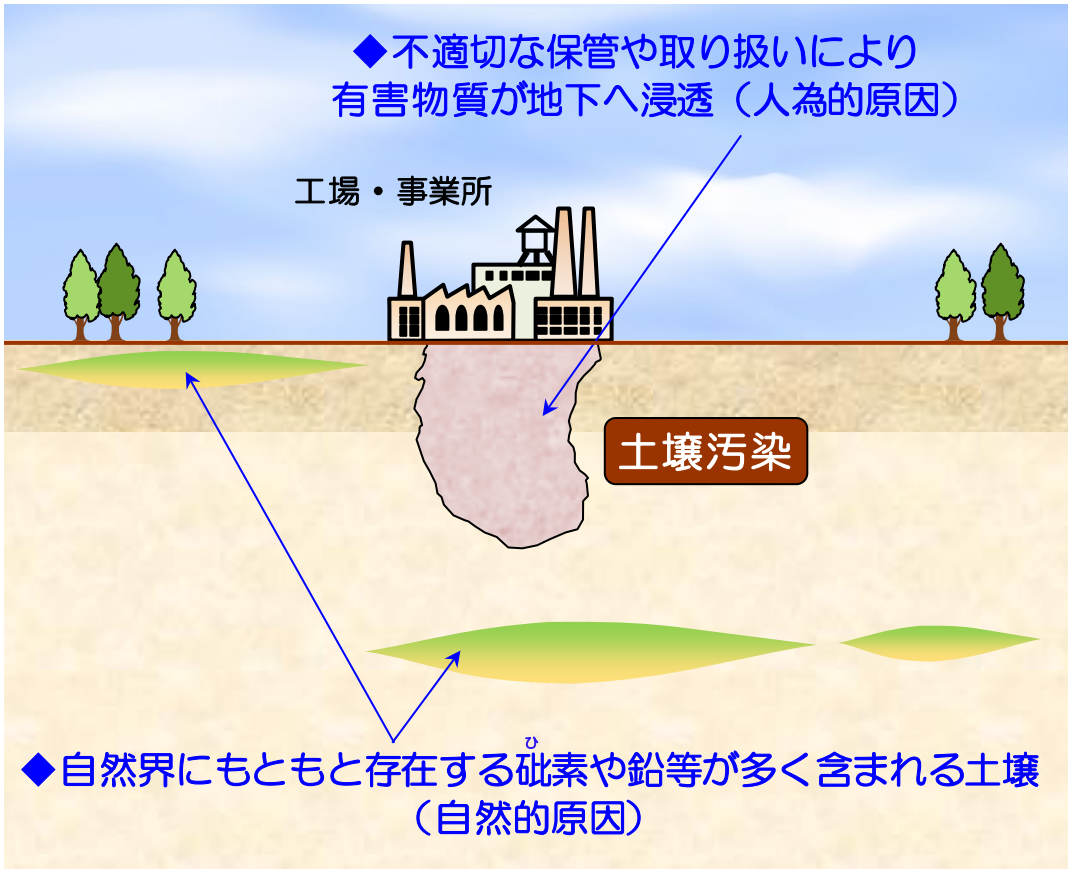

コラムー人為的原因による土壌汚染ー

条例では、平成 13 年(2001 年)10 月から、都内の有害物質を取り扱っている事業者や一定規模以上の土地の改変者に対して、土壌汚染の調査を義務付けています。

工場廃止時等に有害物質を取り扱っている事業者が実施した土壌汚染の調査では、調査を実施した約３５％の土地に条例で定められた基準*1 を超える土壌が見つかりました。これらの土地では、人の健康への影響を防ぐための対策が取られています。

＊1　32 ページに示す基準

工場廃止時等（条例第 116 条）の届出件数

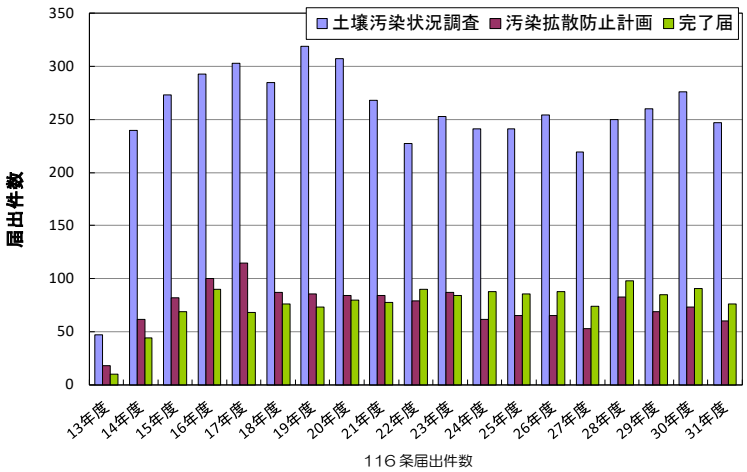

（１３年度は条例施行後半年間のデータ）

コラムー自然的原因による基準超過ー

砒素や鉛等の重金属は、自然界に広く存在している物質であり、我が国においては、これらの重金属を含む土壌が広く分布しています。また、一部の地域には、火山帯・鉱床や海水等の自然的影響を受けて、砒素や鉛等の重金属を多く含んでいる土壌も存在し、これらの土壌が基準*1 を超える場合もあります。

＊1　32 ページに示す基準

＊2　図中 ppm は mg/kg と同じ比率の単位

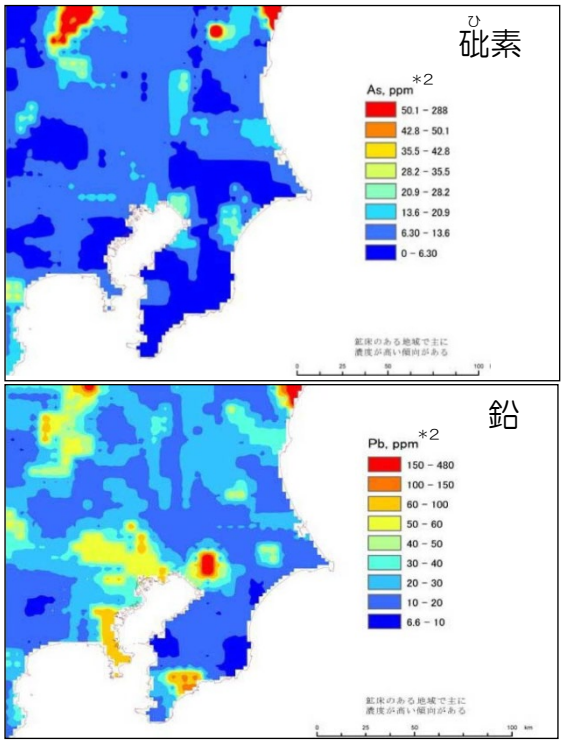

関東地方における重金属元素の濃度分布図

日本全国の海と陸の地球化学図データベースより
Geochemical　Map of Sea and Land of Japan
産業技術総合研究所　地質調査総合センター
https://gbank.gsj.jp/geochemmap/

土壌汚染による人への影響

法や条例では、人の健康への影響の観点から、有害物質が人の体に取り込まれる経路に着目して、土壌中の有害物質の濃度に関する２種類の基準(「土壌含有量基準」と「土壌溶出量基準」)が定められています。

この基準に適合しない土壌（以下「基準不適合土壌」といいます。）については、健康リスクを回避するため、有害物質が人の体に入る経路（以下「摂取経路」といいます。）が遮断されていることが必要になります。

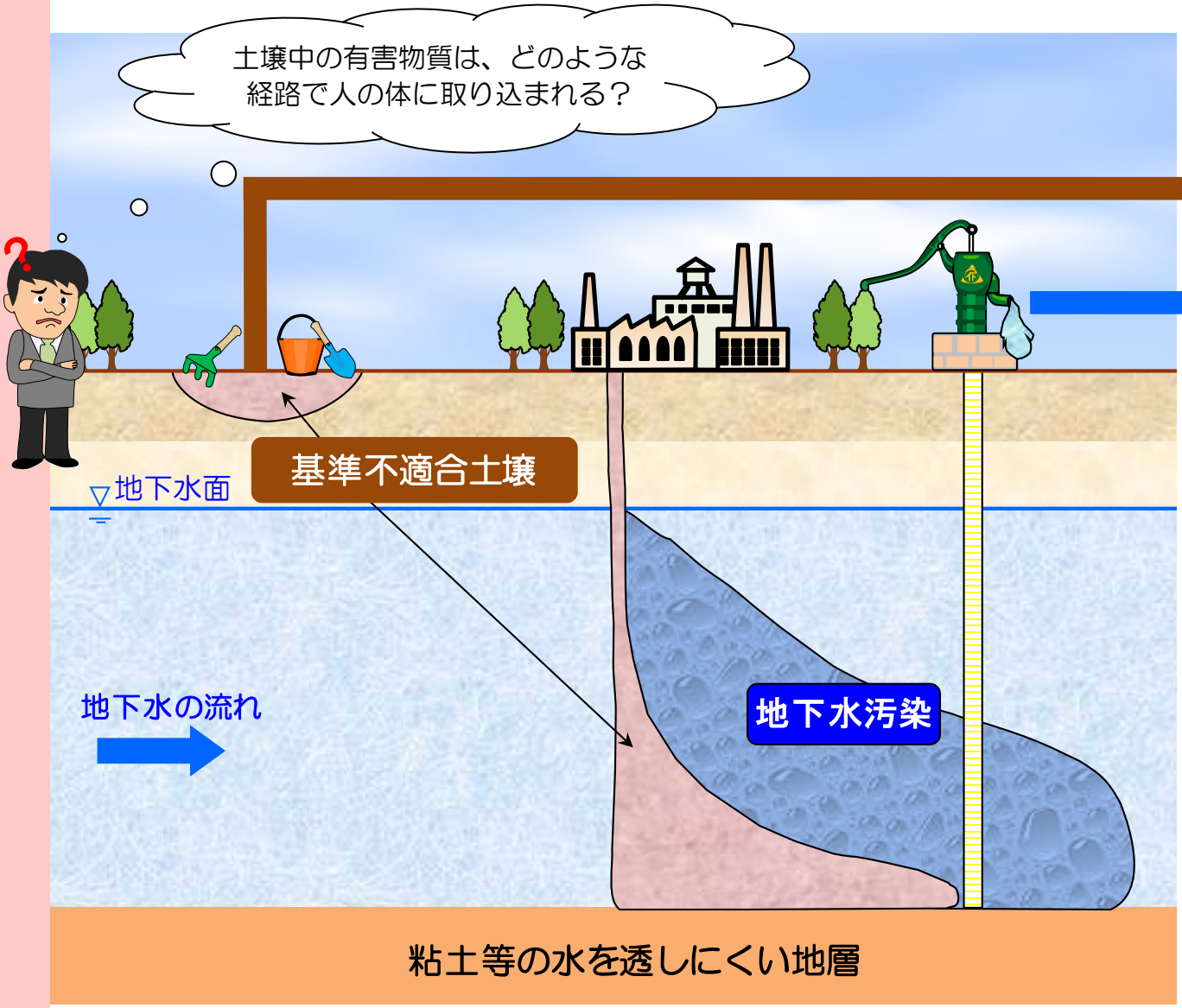

◆ その他の摂取経路

土壌中の有害物質が人の体に入る経路としては、「大気中に揮散したものの吸入」や「農作物に含まれたものの摂取」もありますが、上記の 2 種類の基準は、これらの経路も考慮した上で設定されています。

P.36

＊1 リスク（人への健康影響のおそれ）
　有害物質による人の健康への影響は、有害物質の持つ「有害性」だけでなく、人がこの有害物質を「摂取する量」（食べたり、飲んだりする量）が加味されて決まります。

有害物質を含む土壌が
直接口から入った時のリスク＊1
（直接摂取のリスク＊1）

直接摂取のリスクに関して、
土壌含有量基準が定められています。

P.32

土壌含有量基準は、

基準不適合土壌が存在する土地に

生涯（70 年間）居住し
1 日に 100 mg
（子ども：6 歳以下は 1 日 200 mg）

の土壌を口にし続けても、健康に影響を及ぼさないように定められた有害物質の濃度に関する基準です。

　また、急性毒性の視点からも問題のないように設定されています。

手に付いた土や砂ぼこり等

地下水等

直接摂取
・
飲用

土壌から溶け出した有害物質を含む
地下水等を飲んだ時のリスク＊1
（地下水等を経由した摂取リスク＊1）

地下水等を経由した摂取リスクに関して、
土壌溶出量基準が定められています。

P.32

土壌溶出量基準は、

生涯（70 年間）、
1 日に 2 リットル

の地下水等を飲み続けても、健康に影響を及ぼさないように定められた有害物質の濃度に関する基準です。

　また、幼児期の毒性を考慮したり、急性毒性の視点からも問題のないように設定されています。

　土壌中の有害物質が人の体に取り込まれるリスクがある経路としては、「有害物質を含む土壌が直接口から入る場合」と「土壌から溶け出した有害物質を含む地下水等を飲む場合」があります。

　基準不適合土壌が存在する場合でも、これらの経路を遮断すれば人の健康への影響を防ぐことができます。

2. どういう時に土壌汚染を調べるのか？

ー土壌汚染の存在や汚染の拡がりを調べるー

土壌中の有害物質による人の健康への影響を防止するためには、基準不適合土壌の存在等を適確に把握することが必要となります。このため、法や条例では、一定の条件を満たす場合に、土壌調査を実施することが義務付けられています。

また、操業中などに自主的に調査を実施した場合も、基準不適合土壌の存在等を適確に把握したものは、その結果を法・条例の報告として取り扱うことができます。

不用意な土壌の移動による汚染の拡散を防止するとともに、合理的な対策を選択するためには、適切な調査が必要です。調査を行う場合は、基準不適合土壌の存在・分布を調べる方法を理解し、過不足のない調査を行うことが必要となります。

法や条例で土壌汚染の調査が必要になるとき

法や条例では、以下に示す①～③の場合に調査等が必要になります。

*P.37～38

①有害物質を使用している工場や施設等を廃止するとき*

（条例第１１６条、法第３条）

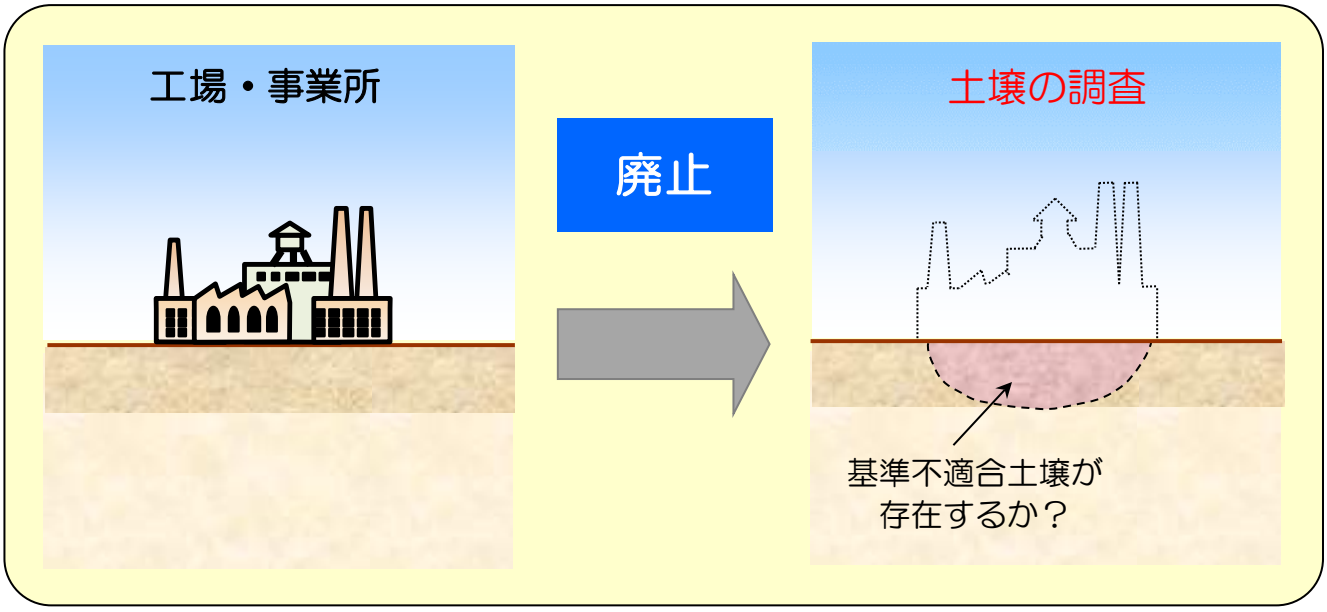

*P.39

◆調査の猶予*

有害物質を使用している工場や施設等が廃止された場合でも、引き続き工場の敷地等として利用され、人の健康への影響が生じるおそれがない場合や調査が困難な場合等については、調査の実施が猶予されることがあります。ただし、猶予された場合であっても、土地の形質の変更を行う際には、届出をした上で調査を行うことが必要な場合があります。

②一定規模以上の土地の改変（形質の変更）＊1 をするとき

❖P.37～38

（条例第 117 条、法第 4 条）

土地の改変(形質の変更)とは

土砂の掘削

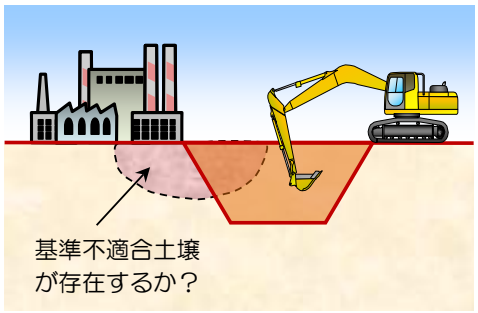

宅地の造成

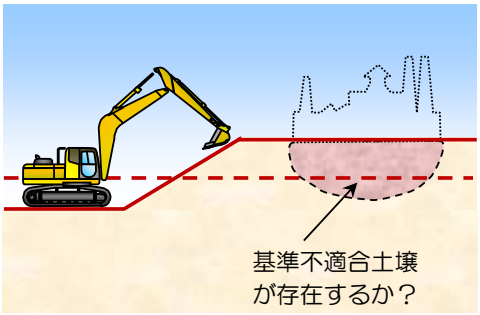

一定規模以上とは

敷地範囲

形質の変更範囲

敷地面積が 3,000m² 以上の場合
法第 4 条の対象となる場合
↓
条例 117 条

形質の変更面積が 3,000m² 以上の場合
（有害物質使用特定施設が設置されている事業場については、900m² 以上）
↓
法第4条

＊1　条例では「土地の改変」、法では「土地の形質の変更」といいます。

③人の健康被害のおそれがあり、調査命令が出されたとき

❖P.37～38

（条例第 114 条、法第 5 条）

◆以上の法や条例に基づく調査のほかに、土地売却等に際して土地取引先等から調査を求められる場合があります。

◆法の対象とならない土地における調査で基準不適合土壌の存在が判明した場合であっても、土地の所有者等の申請により、法の規制対象とすることができます。（法第 14 条）

操業中に調査を行うとき

✤P.37～38

①操業中に自主調査を行うとき✤（条例第 116 条の 2）

操業中に自主的に調査したときに報告することができます。
（対象者は有害物質取扱事業者）

②自主調査をして基準不適合土壌の存在が確認されたとき✤（法第 14 条）

自主的に調査し、基準不適合土壌の存在が確認されたときに届出を提出することができます。
（対象者は土地所有者等）

自主調査で早めに土壌汚染を把握することのメリット

- 計画的に土壌汚染対策に取り組むことで、対策方法の選択の幅が広がり、合理的な対策を実践することができます。
- 早めに対策することで、汚染の拡散を防止でき、対策する範囲も狭くなります。
- 対策期間を長くとれることで、対策費用の平準化や削減にもつながります。

コラム　－　融資制度　－

操業中の事業者が土壌汚染対策を行う際は、各種融資制度の利用が可能であり、融資限度額が高額なものもあります。一方、事業廃止後は融資が受けにくくなることから、融資を活用した対策を進めるためには、操業中から積極的に取り組んでいくことが重要といえます。

最近では、パリ協定や持続可能な開発目標（SDGs）などを背景として、環境、社会、コーポレートガバナンスの要素を考慮し、環境・社会へのインパクトをもたらす事業に対して行う融資（ESG 融資）が世界的な流れとなっています。

また、温暖化対策のための設備投資についても融資に関する補助等が存在していることから、土壌汚染対策として環境負荷低減の優位性を評価することや操業中対策として低炭素型設備の導入・更新をすることは、以下のような融資制度の対象になる可能性があります。

融資制度の例

融資制度	機関	資金用途
環境・エネルギー対策資金	日本政策金融公庫	土壌汚染対策法に基づく土壌中の特定有害物質の調査、除去、汚染の拡散防止、その他必要な措置を行うために必要な運転資金
産業力強化（チャレンジ）	東京都産業労働局	環境、福祉、防災、安全を目的とした設備導入・設備改善などの運転資金や設備資金

土壌汚染の調査について

土壌汚染の状況は、以下の方法で調べます。この調査は、専門性が必要であるため、土壌汚染対策法に基づく指定を受けた調査機関（指定調査機関*）に委託する必要があります。

*P.39

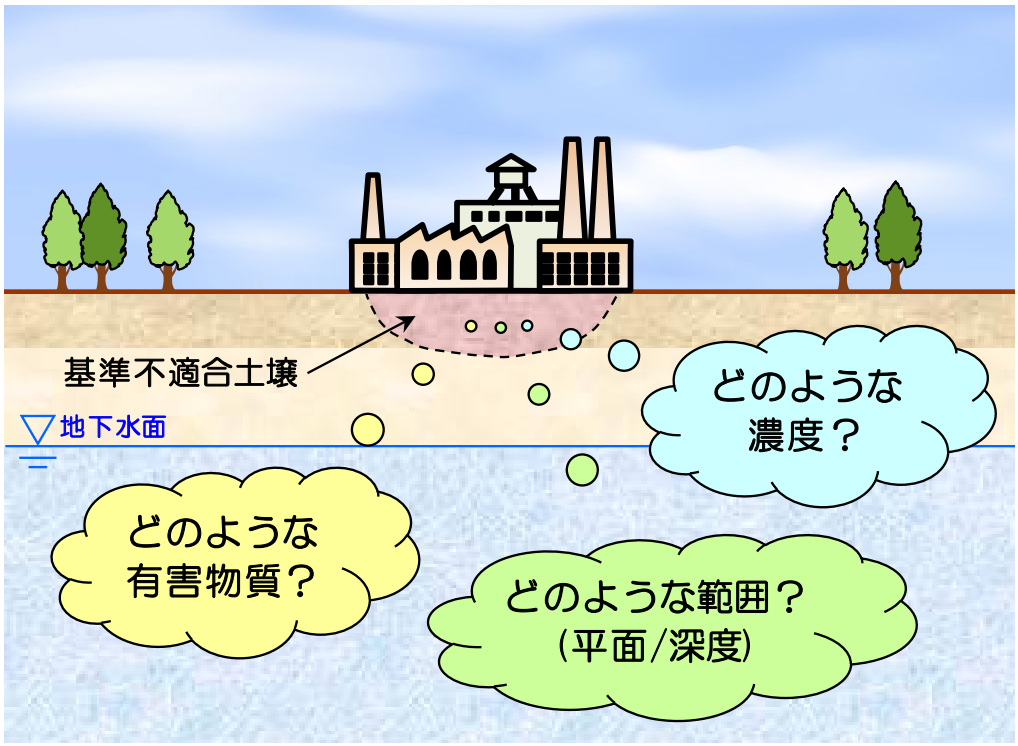

①土壌汚染のおそれはあるか？

土地利用の履歴等調査

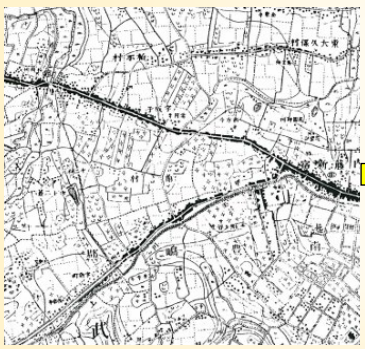

明治〇〇年*1

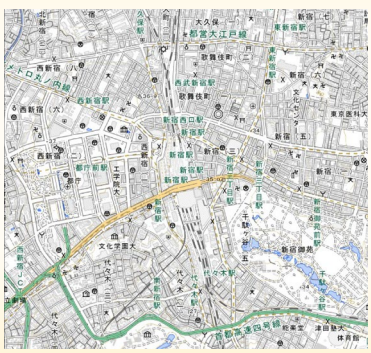

現在*2

対象の土地で、有害物質を取り扱っていた工場があったかなど、過去の地図、空中写真、登記簿等の資料から把握します。

＊1：陸地測量部発行「内藤新宿」明治 13 年測量、30 年修正（縮小・部分）
＊2：令和２年　国土地理院発行「電子地形図」（縮小・部分）

②どのような種類の有害物質が、どのような範囲（平面）に、どのような濃度で存在しているか？

汚染状況の表層調査

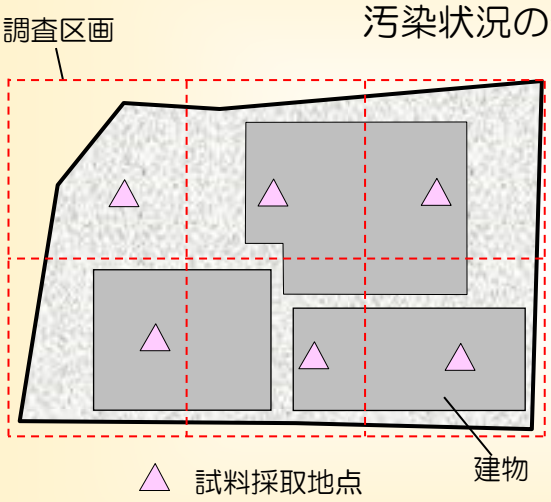

基準不適合土壌の有無等を調査します。この調査は、地表付近の土壌中から採取したガスや、採取した土壌を分析し、有害物質が存在する範囲と濃度(平面分布)を把握します。

土壌ガス調査による概況調査の概念図(平面分布)

③どのような範囲（深度・地層・地下水）にどのような濃度で分布しているか？

汚染状況の深度方向調査

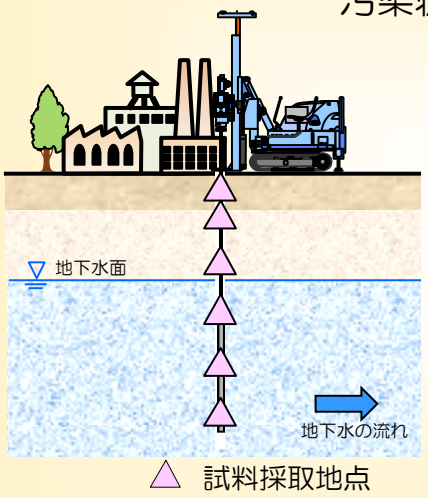

基準不適合土壌の深さ方向の分布を調査します。表層調査で土壌中から有害物質を含むガスや基準値を超える有害物質が見つかった場合には、ボーリングマシン等を用いて採取した各深度の土壌を分析して、基準不適合土壌の深度分布を把握します。

ボーリングマシンによる詳細調査の概念図（深度分布）

④どのような方法で試料を採取するのか？

● ガス調査の際の第一種*特定有害物質調査方法

*P.32

土壌ガスの採取方法

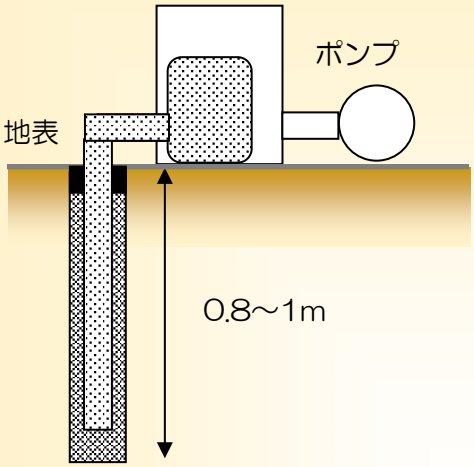

土壌中のガスを採取します。土壌ガス採取方法は、直径 15mm～30mm 程度、深さ 0.8m～1m の穴をあけ、土壌ガスを吸引します（ガス採取が困難な場合は、地下水を採取します）。

土壌ガス調査による試料採取の概念図（第一種特定有害物質）

● 表層調査の際の第二種*・第三種*特定有害物質調査方法

*P.32

土壌の採取方法

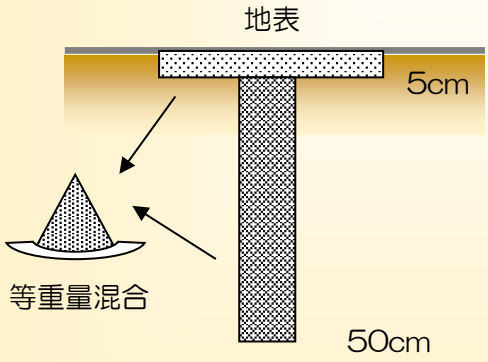

土壌を採取します。地表から深さ 5cm までの表層土壌と深さ 5cm～50cm の土壌を採取して、採取した土壌を同じ重量で混合します。有害物質を含む排水の配管やピットが地中にある場合は、その位置から 50cm までの土壌を採取します。

土壌調査による試料採取の概念図（第二種・第三種特定有害物質）

3. 基準不適合土壌が見つかった場合には？
ー合理的な対策を選定するー

法では、基準不適合土壌が見つかった場合でも、健康リスクがなければ対策を求めることはありません。また、健康リスクがある場合でも、必ずしも土壌や土壌中の有害物質を取り除くことを求めてはいません。

対策の必要性や対策方法の選定の流れについて理解し、基準不適合土壌や地下水の状況や今後の土地利用などを考慮して合理的な対策を選定することが重要です。

対策が必要な場合

基準不適合土壌が見つかった場合、まず対策が必要な状況であるのかを判断します。法では、有害物質が人の体へ取り込まれ、健康影響が生じる可能性がある場合には、健康影響を防止する対策を求めています。

土壌含有量基準値を超える土壌が見つかった場合

健康リスクあり

A）人の出入りがあり、含有量基準不適合土壌が露出している。
人が土壌に触れる可能性がある。

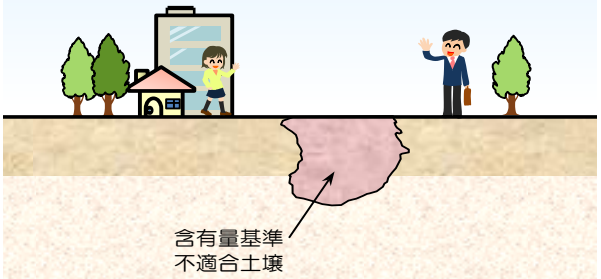

健康リスクなし

B）人の出入りはあるが、舗装等により含有量基準不適合土壌が覆われている。
人が土壌に触れる可能性がない。

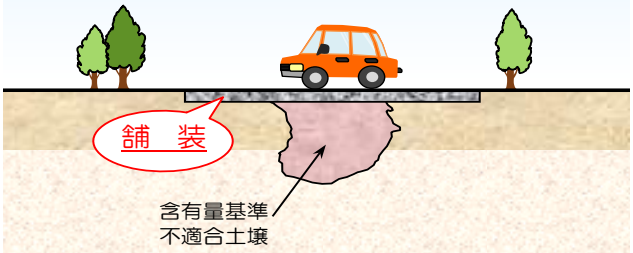

土壌含有量基準に適合しない土壌が存在し、人の出入りがある土地

- 含有量基準不適合土壌が地表に露出している場合には、人が基準不適合土壌に触れる可能性があるため、対策が必要です。（Aのケース）
- 含有量基準不適合土壌が舗装等により覆われている場合には、人が基準不適合土壌に触れる可能性がないためこれ以上の対策は不要です。ただし、工事等で土壌を掘削・搬出する場合には事前に自治体への届出を行い、汚染を拡散しない方法で施工する必要があります。（Bのケース）

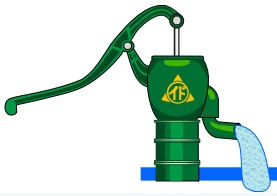

土壌溶出量基準値を超える土壌が見つかった場合

健康リスクあり

A）周辺に飲用井戸等がある。

有害物質を含んだ地下水等を飲む可能性がある。

汚染拡大リスクあり

B）一定濃度を超える土壌又は地下水の汚染がある。

周辺に汚染が拡大する可能性がある。

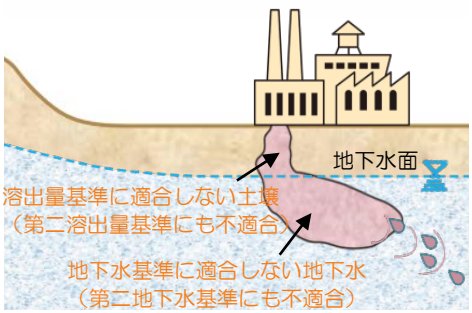

健康リスクなし

C）周辺に飲用井戸等がなく、一定濃度を超える土壌又は地下水の汚染もない。

有害物質を含んだ地下水等を飲む可能性がない。

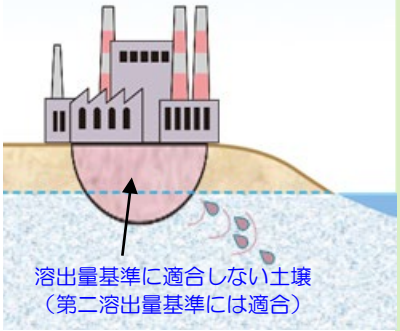

周辺に地下水を飲用するための井戸等がある場合（Aのケース）

土壌溶出量基準に適合しない土壌が存在する場合には、人が有害物質を含んだ地下水等を飲む可能性があるため、対策が必要です。・・・・・・**要対策区域**

（法では要措置区域）

一定濃度を超える土壌又は地下水の汚染がある場合（B のケース）

一定濃度＊1を超える土壌又は地下水の汚染がある場合は、周辺に地下水汚染が拡大するおそれがあるため、対策が必要となります（埋立地の一部では、将来的にも地下水を飲む可能性がないため、対策は不要です）。

・・・・・・・**地下水汚染拡大防止区域**

＊1　第二溶出量基準（土壌）、第二地下水基準（地下水）

周辺に地下水を飲用するための井戸等がない場合（C のケース）

周辺に飲用井戸等がなく、一定濃度を超える土壌又は地下水の汚染もない場合は、溶出量基準に適合しない土壌が存在する場合でも、原則として対策は不要です。

・・・・・・・**要管理区域（法では形質変更時要届出区域）**

いずれの場合も、対策工事等で土壌を掘削・搬出する場合には事前に自治体への届出を行い、汚染を拡散しない方法で施工する必要があります。

対策選定の流れ

土壌中の有害物質の濃度が基準を超えた場合には、対策の必要性、人への摂取経路、有害物質の種類や濃度等を考慮し、以下に示す流れ図により、合理的な対策を選定します。

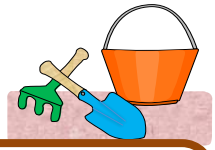

あなたの土地で見つかった基準不適合土壌は？

土壌含有量基準を超えている*1
P.7、P.32

人の出入りするところに土の露出がありますか？

露出がある

露出がない

*1 両方の基準を超える場合は、それぞれの対策の選定の流れに沿って必要な対策を講じることとなります。

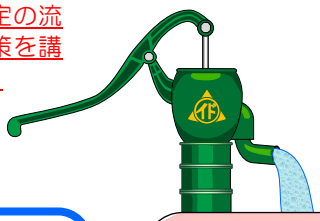

土壌溶出量基準を超えている*1
P.7、P.32

周辺に飲用井戸等があるか、一定濃度*5を超える汚染はありますか？*6

いいえ

一定濃度を超える汚染がある

*5 第二溶出量基準不適合の土壌、又は第二地下水基準不適合の地下水がある場合

*6 両方に該当する場合は、それぞれの対策の選定の流れに沿って必要な対策を講じることとなります。

周辺に飲用井戸等がある

基準不適合土壌への対処の考え方

基準不適合土壌への対処は、健康リスク回避の考え方によって、以下の２種類に区分できます。本ガイドラインでは、それぞれ管理型と除去型と呼びます。

管理型　有害物質が人の体に取り込まれる経路を遮断し、適切に管理する対策

除去型　土壌中の有害物質濃度を基準に適合するレベルまで下げる対策

講ずべき対策*2

舗　装
盛　土*3
立入禁止*4

*3 地形的に盛土が行えない場合は「土壌入換え」
*4 一時的措置

対策の解説 *P.43・45

リスクの管理を継続する

講ずべき対策*2

地下水の水質の測定*7

対策の解説 *P.45

地下水汚染がありますか？

ない

ある

場合によっては適用できる対策

封じ込め

対策の解説 *P.47

講ずべき対策

必要に応じて適用できる対策

不溶化

対策の解説 *P.46

原位置浄化
掘削除去

対策の解説 *P.49～51

＊2 土地利用によっては、原位置浄化や掘削除去も適用できます。

＊7 地下水の水質測定以外の対策が必要になる場合もあります。

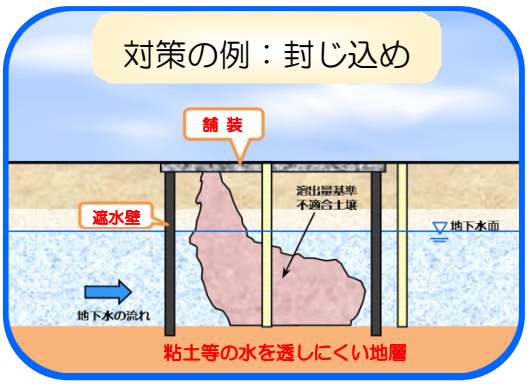

対策方法の概要

代表的な基準不適合土壌への対策方法の概要を以下に示します。対策方法の適用条件等については、詳細編 40~51 ページを参照してください。

P.43

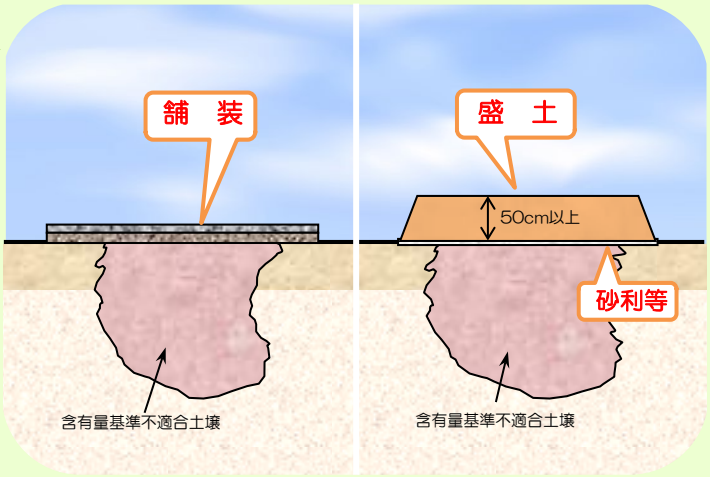

舗装・盛土

含有量基準に適合しない土壌を盛土や舗装により覆い、土壌に直接触れないようにします。

管理型

含有量基準不適合

P.47

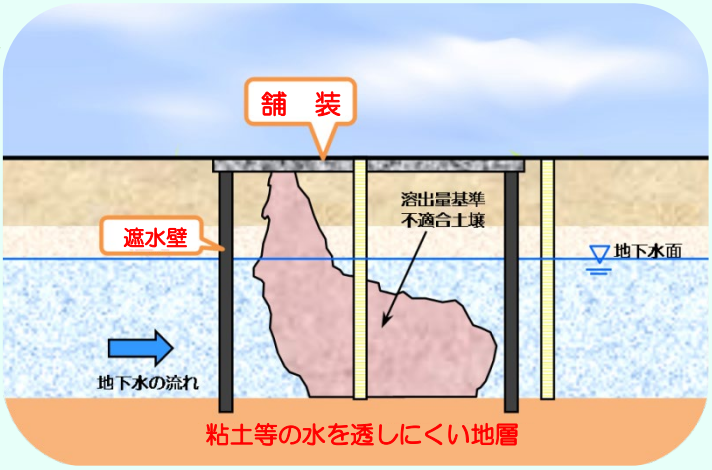

封じ込め

（例：原位置封じ込め）

人工の壁(遮水壁)と水を通さない地層で基準不適合土壌に含まれる有害物質を封じ込めます。この例の他にも、シート等の遮水材を用いた「遮水工封じ込め」等があります。

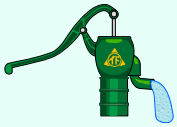

管理型

溶出量基準不適合

P.45

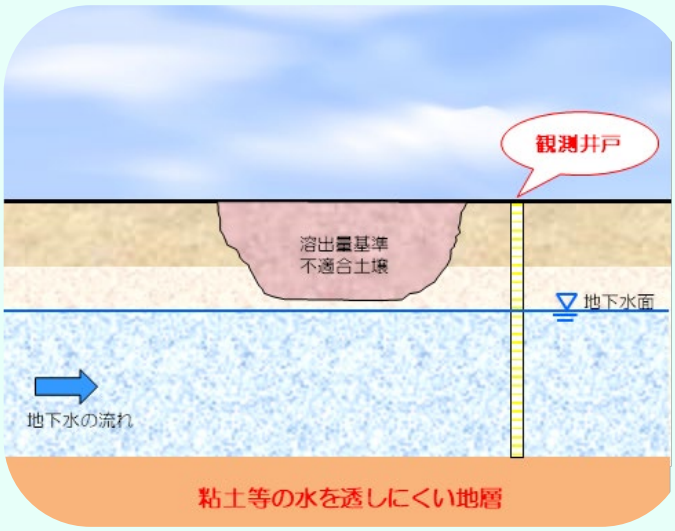

地下水の水質の測定

地下水の汚染状況を的確に把握できると認められる地点もしくは対象地の境界線周辺の地点に観測井戸を設け、定期的に地下水を採取および分析し、地下水中の特定有害物質の濃度を監視します。

管理型

溶出量基準不適合

凡　例

管理型　有害物質が人の体に取り込まれる経路を遮断し、適切に管理する対策

除去型　有害物質の濃度を基準に適合するレベルまで下げる対策

土壌含有量基準に不適合の場合に適用

土壌溶出量基準に不適合の場合に適用

不溶化

P.46

（例：原位置不溶化）

薬剤を注入し、溶出量基準に適合しない土壌から有害物質が水に溶け出さないようにします。この例の他にも、いったん基準不適合土壌を掘削し、プラント等で不溶化して埋め戻す「不溶化埋め戻し」もあります。

管理型

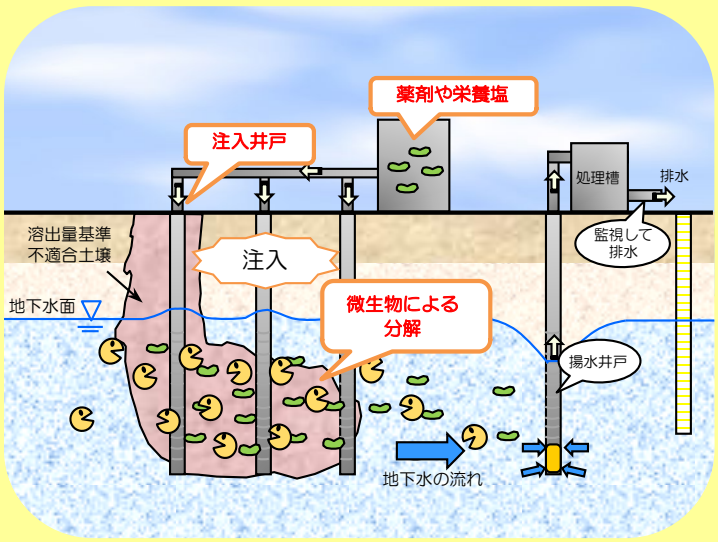

原位置浄化

P.49
～51

（例：原位置分解、左図：生物的分解）

以下の３つに区分されます。

原位置抽出：有害物質をガスや地下水を通して回収します。

原位置分解：化学反応や微生物の働きにより有害物質を分解します。

原位置土壌洗浄：有害物質を洗浄剤に溶け出させ、回収します。

除去型

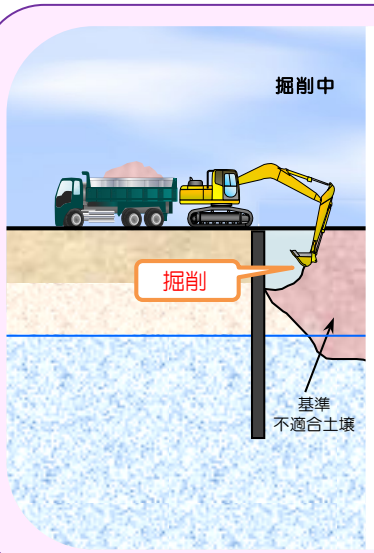

掘削除去

P.51

基準不適合土壌を掘削除去し、基準に適合した土壌で埋め戻します。掘削した土壌は場内又は場外で適正に処理します。

この対策方法は、基準不適合土壌の運搬や処理に際して、有害物質が周辺に拡散することのないよう注意が必要です。

除去型

対策費用の比較

土壌汚染対策を円滑に進めるためには、健康リスクを確実に回避することはもとより、それを低コストかつ低環境負荷で実現することが重要です。ここでは、そのひとつの大きな要素である対策コストについて比較します。

各対策の費用は目安を示しています。実際の対策費用は、汚染状況や施工条件によって異なります。対策方法を選定する際には、複数の対策会社からの見積りを比較・検討することが重要です。そのためにも早期に基準不適合土壌の存在を把握することが必要です。

土壌含有量基準を超えた場合の対策の比較

舗装　・　盛土

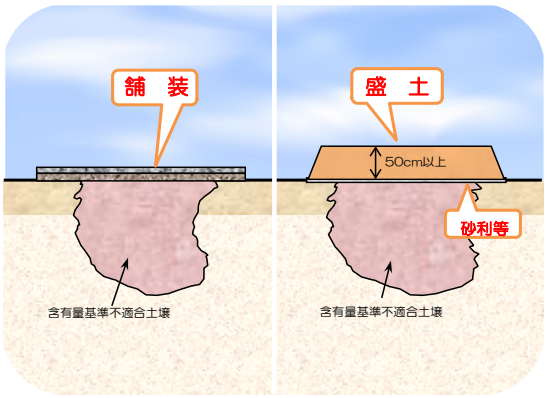

数千円以上/m²

掘削除去

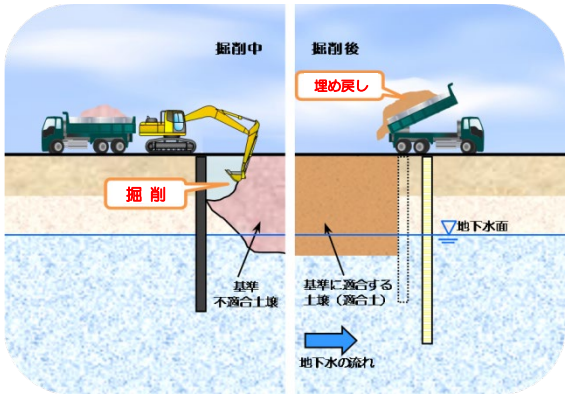

5～10 万円以上/m³

土壌入換え

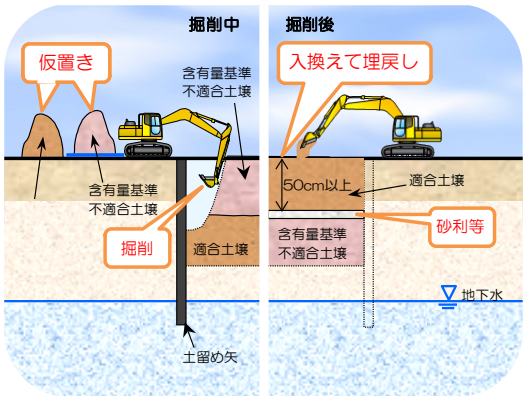

数千円以上/m³

掘削除去

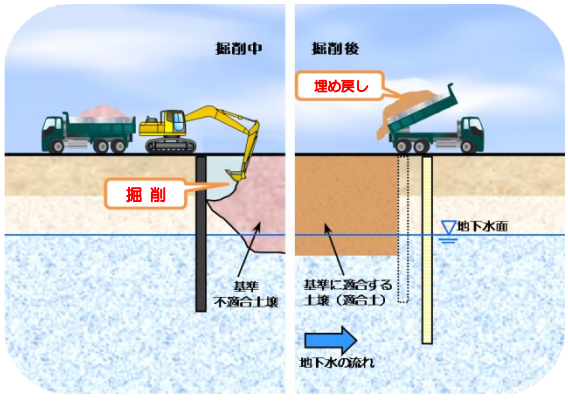

5～10 万円以上/m³

土壌溶出基準を超えた場合の対策の比較

封じ込め（原位置封じ込め）

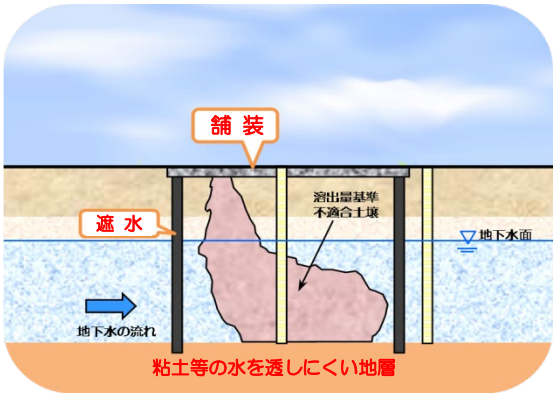

3～5 万円以上/m³

＜

掘削除去

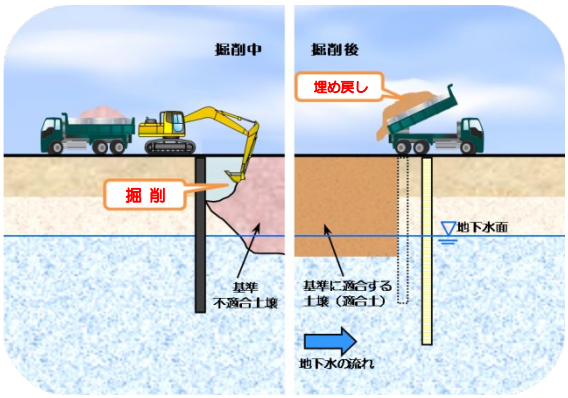

5～10 万円以上/m³

原位置浄化（生物的分解）

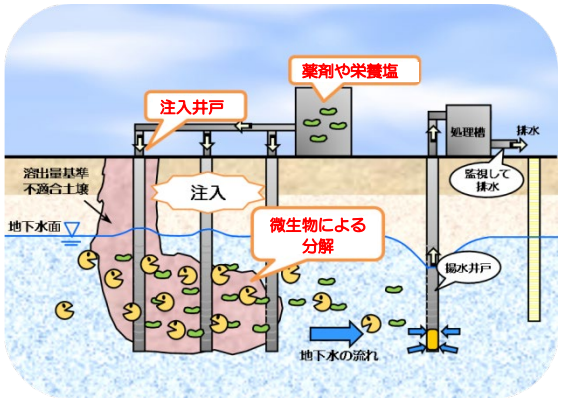

1～3 万円以上/m³

＜

掘削除去

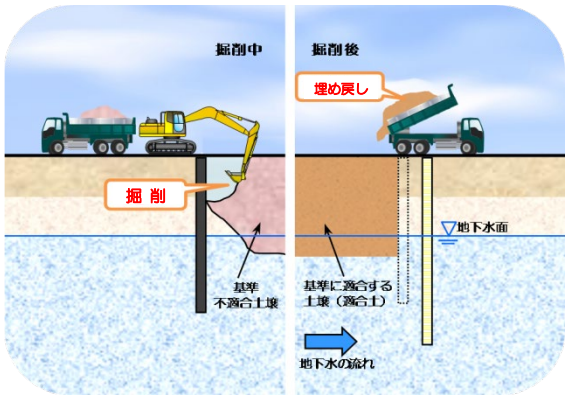

5～10 万円以上/m³

4. 合理的な対策を実践するには？
―健康リスクの確実な回避を低コストかつ低環境負荷で実現―

合理的な対策を実践していくには、関係者と健康リスクに対する不安を取り除くためのコミュニケーションを図りながら、リスクへの対処に関する総合的な取り組みが必要となります。また、土壌の状況や今後の土地利用などに応じた対策方法を十分に検討するとともに、その対策を円滑に進めることが必要です。

リスクへの対処とコミュニケーション

健康リスクの確実な回避を低コストかつ低環境負荷で実現する合理的な対策を実践するためには、リスクへの対処について、以下の３つの段階による総合的な取り組みが必要です。

①リスクの評価　⇒ 土壌調査により土壌中の有害物質の状況を適確に把握する。
②リスクへの対策 ⇒ 健康リスクを防ぐための対策を計画、実施する。
③リスクの管理　⇒ 対策後、その機能が維持されていることを監視する。

①リスクの評価
- 有害物質の取扱履歴
- 土壌調査の実施（種類、濃度、分布等）
- 周辺の状況の把握

→

②リスクへの対策
- 対策の計画、実施
- 対策中の周辺環境への配慮

→

③リスクの管理
- 汚染情報の共有
- 対策機能の維持、点検
- 記録の保管、継承
- 土壌汚染発生の未然防止

また、土壌汚染への取り組みを円滑に進めていくには、各段階において関係者や自治体と以下の対策を図り、十分なコミュニケーションで信頼関係を築くことが重要です。関係者や自治体との円滑なコミュニケーションは、苦情やトラブルの防止に役立ちます。

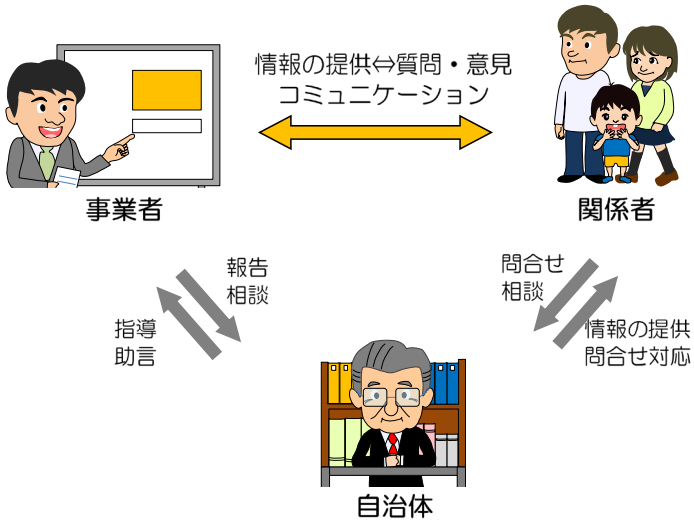

土壌汚染対策を円滑に進めるためには、自治体への報告・相談はもとより、関係者との双方向のコミュニケーションで調整を図るとともに、信頼関係を築き、関係者が抱く土壌汚染への不安を取り除くことが重要です。

合理的な対策の実践ポイント

基準不適合土壌による健康リスクを回避する方法は、掘削による基準不適合土壌の除去に限らず、様々な合理的な対策の方法があります。これらの方法の中には対策に時間を要するものもあります。また、有害物質の漏えいなどで土壌汚染が発生しないよう、未然防止に努めることも有効な対策の一つといえます。

健康リスクの確実な回避を低コストかつ低環境負荷で実現するためには、適切な専門技術者からのアドバイスも有効に活用しながら、以下に示す実践ポイントに留意することで円滑に合理的な対策を進めていくことが重要です。

対策後の土地利用等を考慮した事例については、詳細編 54～67 ページのケーススタディ✤を参照してください。

✤P.54～67

1）早期に汚染状況を把握する　【①リスクの評価】

- 計画的な対策が実施できるよう、法や条例の義務等を踏まえ、早めに✤土壌の調査を実施する。（✤ただし、調査後に新たに有害物質を使用するなど、土壌汚染のおそれが生じた場合は、あらためて調査を行う必要があります。）

⇒時間を要するが低コストな方法の選択による対策費用の削減や、計画的な対策の実施による対策費用の平準化につながることがあります。また、操業中の調査により汚染源を特定し、汚染の拡大を防止できる場合もあります。

2）複数の対策方法を比較検討する　【②リスクへの対策】

- 今後の土地利用等を考慮し、掘削除去以外の方法についても比較検討を行う。
- 汚染状況や地盤条件を考慮し、複数の方法の組合せについても検討を行う。

⇒26ページのコラムにある「土壌の 3R」を意識して、掘削・搬出する土量を減らすことで、対策費用を削減できる可能性があります。

3）土壌汚染の発生を未然に防止する　【③リスクの管理】

- 有害物質を使用する機器設備については定期的に点検・整備し、不具合が確認された場合は設備の修理・改善を行う。
- 有害物質などの漏えいの可能性がある設備や場所では、有害物質の地下浸透を防止する対策について事前に実施しておく。

⇒可能な限り土壌汚染の未然防止に努めることが、結果的に最も対策費用を削減できる対策となる可能性があります。

27～29 ページの土壌汚染対策アドバイザーのご利用もご検討ください。

工場等の操業中から土壌汚染対策に計画的に取り組み、早めに調査・対策を実施した例

計画的な土壌汚染対策に取り組んでいたＡ社工場の場合

土壌汚染発生 → 早期に自主調査を実施 → 土壌汚染確認 → 相談・対策の選択 → 対策の実施 → 地下浸透防止対策を実施

対策費用を計画的に分散して支払うことができる。

初期費用　維持・管理費

例えば、
数年間、工場を操業しながら生物的分解と拡散防止対策を実施する。

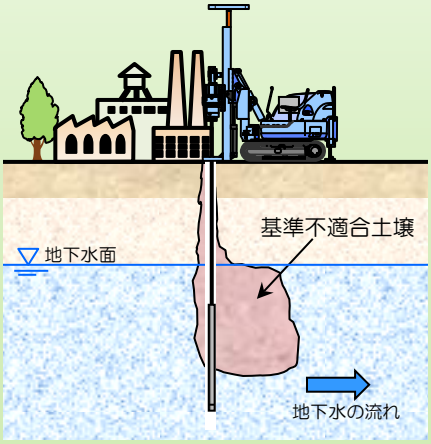

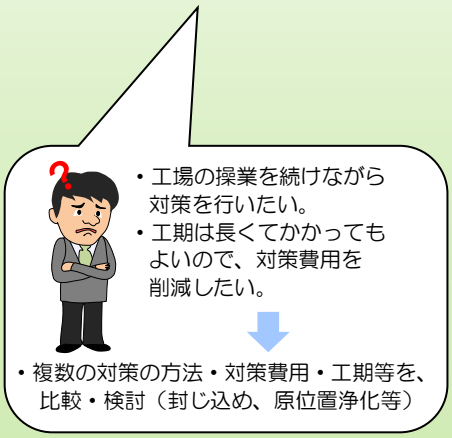

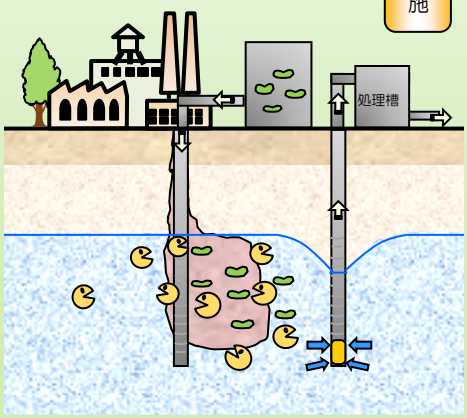

計画的な土壌汚染対策に取り組んでいなかったＢ社工場の場合

土壌汚染発生

土壌汚染の拡大に気がつかないまま工場の操業を継続

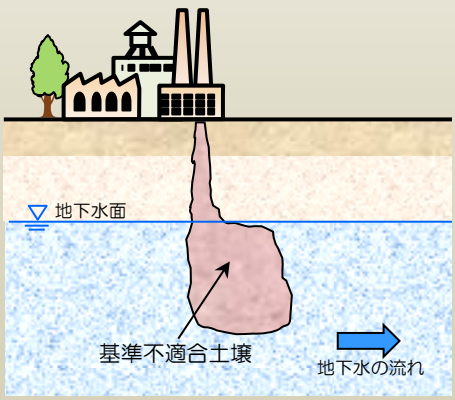

基準不適合土壌の分布範囲が広がる

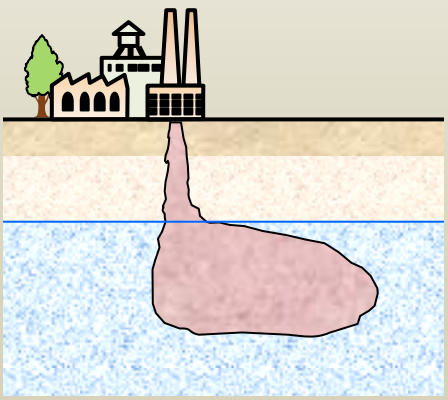

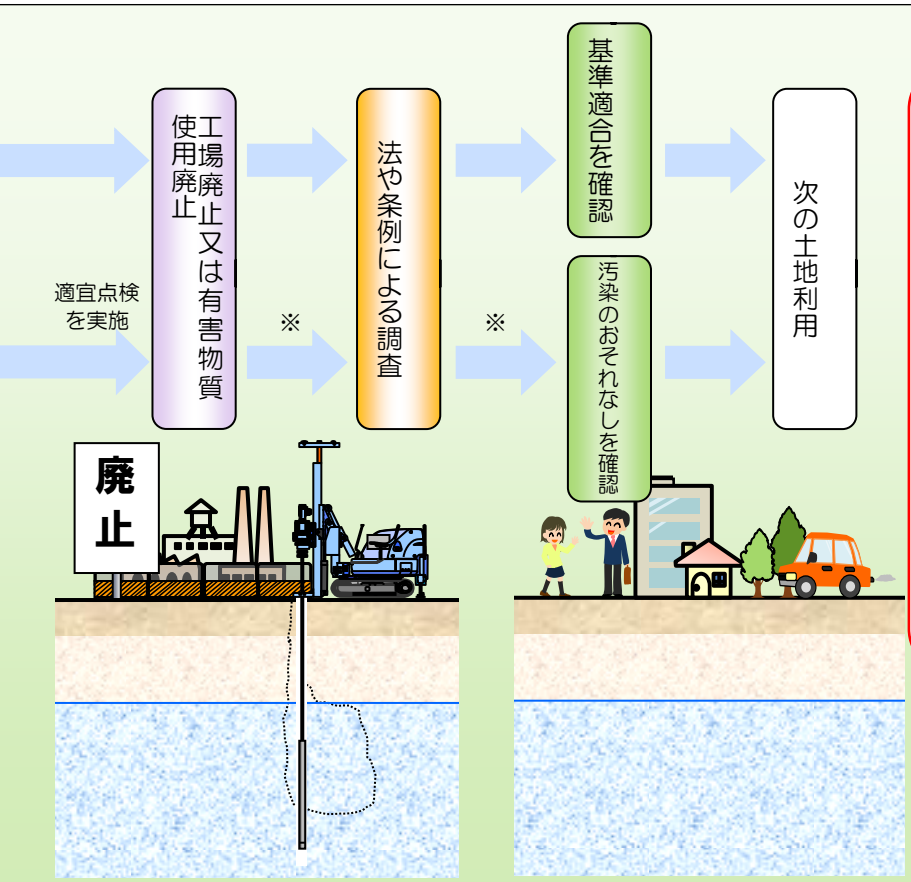

操業中から計画的に土壌汚染対策に取り組むことにより、対策方法選択の幅が広がり、多くの対策方法の比較・検討により合理的な対策の実施が容易になります。

また、対策費用の平準化につながることがあります。

さらに、汚染が拡がらないように早めに対処することで、対策範囲を狭くできることがあります。

なお、機器や浸透防止設備の定期点検・整備等により、土壌汚染の未然防止に努めることも重要です。

※水質汚濁防止法に基づく地下浸透防止措置を実施し、点検記録が適切に保存されていれば、廃止後の法や条例による調査の義務は免除になる場合があります。

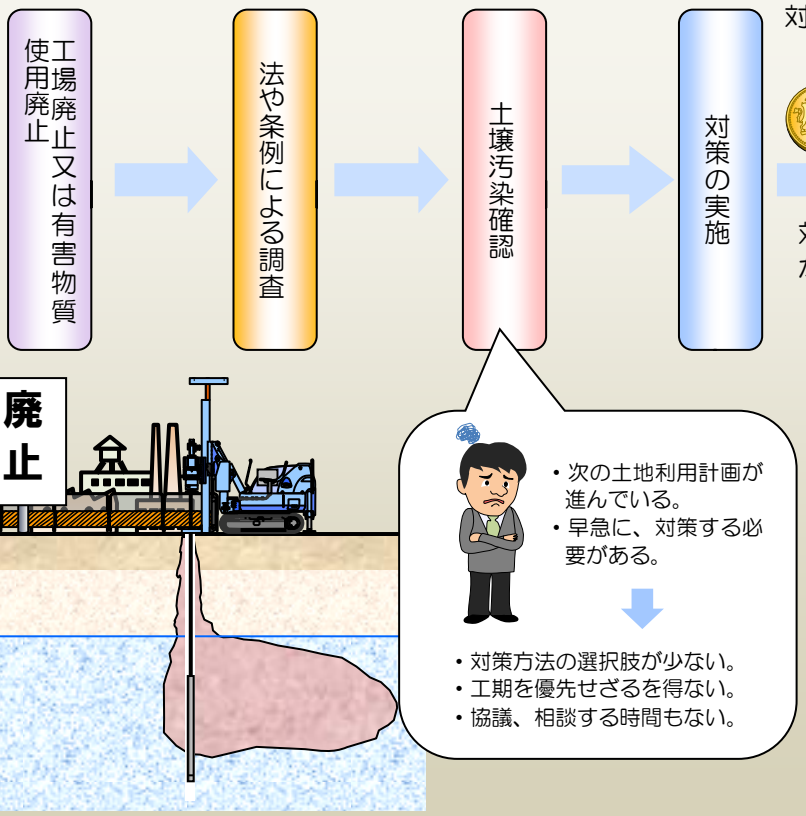

次の土地利用計画が進行中に、土壌汚染が見つかった場合、工期を優先した早急な対策が必要となり、対策方法の選択肢が少なくなります。

また、多額の対策費用を一度に支払う必要が生じるケースもあります。

汚染拡大に気付かずに操業を続けた場合、早期に発見できた場合に比べて対策範囲が広くなる可能性があります。

コラム　－ 土壌の３R －

土壌汚染に対する合理的な対策を実践するためには、廃棄物の削減を目指した ３R（Reduce、Reuse、Recycle）の観点と同じように、土壌についても３R（Reduce、Reuse、Remediation）を意識して、計画的に対策を進めていくことが重要です。

Reduce（リデュース）
・土壌の場外搬出量を削減するよう工事計画を工夫する。

＋

Reuse（リユース）
・自然由来土壌などの土壌を盛土材などに有効利用する。

＋

Remediation（レメディエーション）
・原位置や場内で汚染の浄化を進める。

また、土壌の３Ｒを進めることは、対策費用を低減できるとともに、近隣住民の方への配慮（社会的側面）、大気汚染やCO_2削減への配慮（環境的側面）にもつながっていきます。

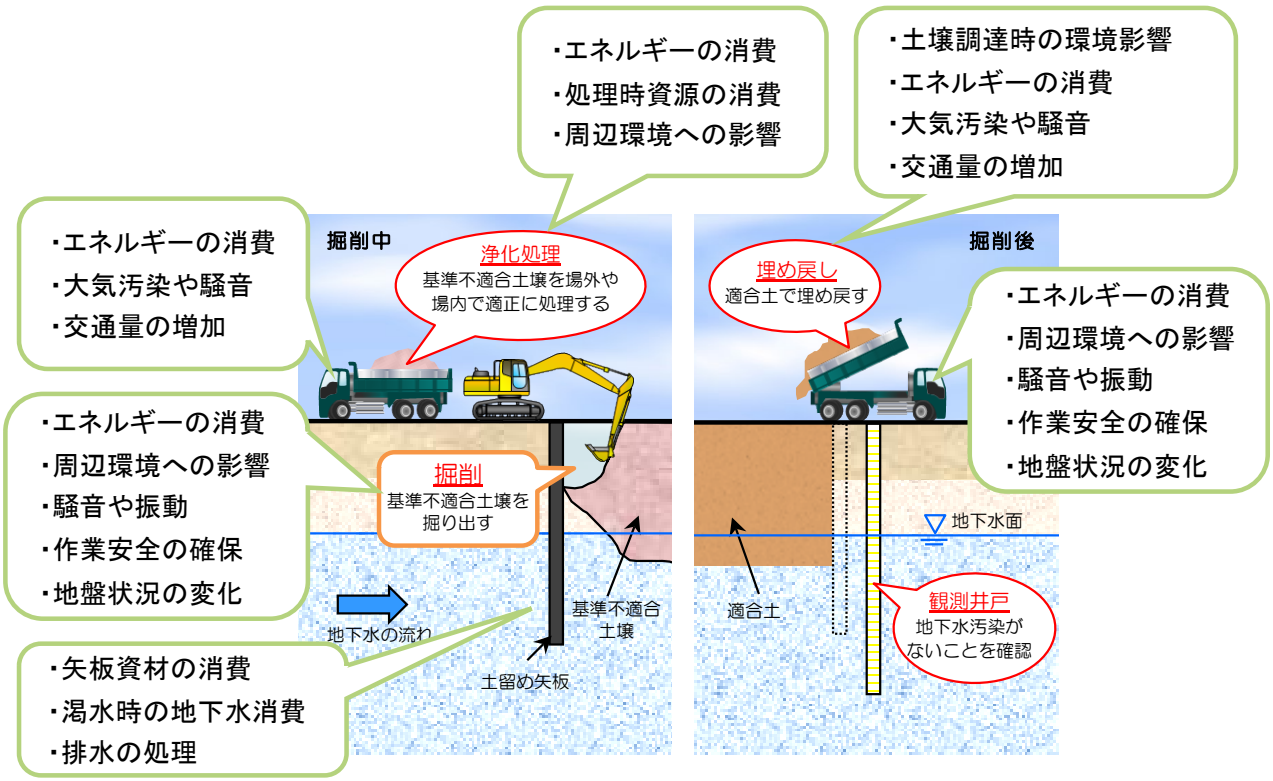

コラム　－ 土壌汚染対策アドバイザー制度*1 の操業中対策事例 －

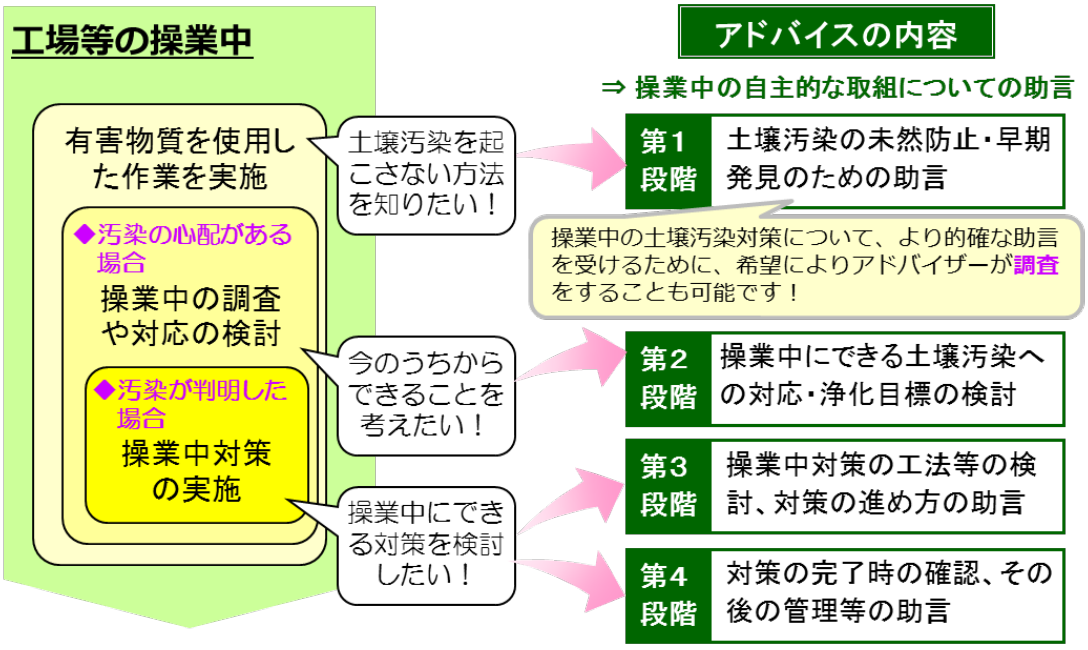

*1　アドバイザー制度については次ページを御参照ください。

事例１：クリーニング店

将来的に事業を廃止した際の土壌汚染の手続きや費用について把握するため、早期からアドバイザー制度を利用した。

下水道法の特定施設及び東京都の指定作業場の届出を過去に提出していたため、事業廃止時に土壌汚染の調査が必要になるとアドバイザーから説明を受けた。また、操業中からできる土壌汚染対策により、将来の対策費用を軽減できるとの助言があり、対策方法を検討するため、アドバイザーに簡易調査を依頼した。

簡易調査の結果、テトラクロロエチレンの基準不適合土壌が確認されたため、汚染の拡大の防止を目的とした対策を、アドバイザーの助言のもと実施した。

事例２：製造工場

移転の計画がある工場において、今後の土壌汚染対策について相談するため、早期からアドバイザー制度を利用した。

特定有害物質を取り扱う工場であり、移転までに期間があったことから、操業中からの調査及び対策を講じるようアドバイスを受けた。対策方法を検討するため、汚染状況の自主調査を実施。結果、トリクロロエチレンによる土壌汚染が確認されたため、移転までの期間、既存の排水処理施設を利用した浄化対策を、アドバイザーの助言のもと実施した。

移転までの間は操業を継続する予定であることから、対策完了後は新たな汚染が生じないよう、地下浸透防止対策をアドバイザーから勧められ、実施した。また、アドバイザーの説明から土壌汚染が主にヒューマンエラーや施設の破損により発生していたことを知り、提供された資料をもとに、作業員に土壌汚染の未然防止について教育・研修を行った。

土壌汚染対策アドバイザー制度の紹介

土壌汚染対策アドバイザー制度とは・・・

中小企業による円滑な土壌汚染対策の取組みを支援・促進するため、土壌汚染対策関連の国家資格や実務経験があり、土壌汚染関係の知識や技術を持った専門家を派遣する制度です。

派遣費用は無料！話を聞くだけでも構いません。

アドバイザーの派遣にかかる費用は無料です。
助言を受けて調査や対策を実施する際の費用はご自身の負担となりますが、操業中の実施を強要するものではありませんので、ご都合に合わせてご検討ください。

実際に現場を見ながら、ステップごとのアドバイスを実施！

アドバイザーは、実際に事業場を訪問し現場の状況を踏まえたアドバイスを行います。
アドバイスの内容は、事業や土壌汚染対策実施の状況・心配事に合わせたステップごとに分かれています。ご希望に応じて選択できますのでご相談ください。

土壌汚染対策アドバイザー派遣制度のしくみ

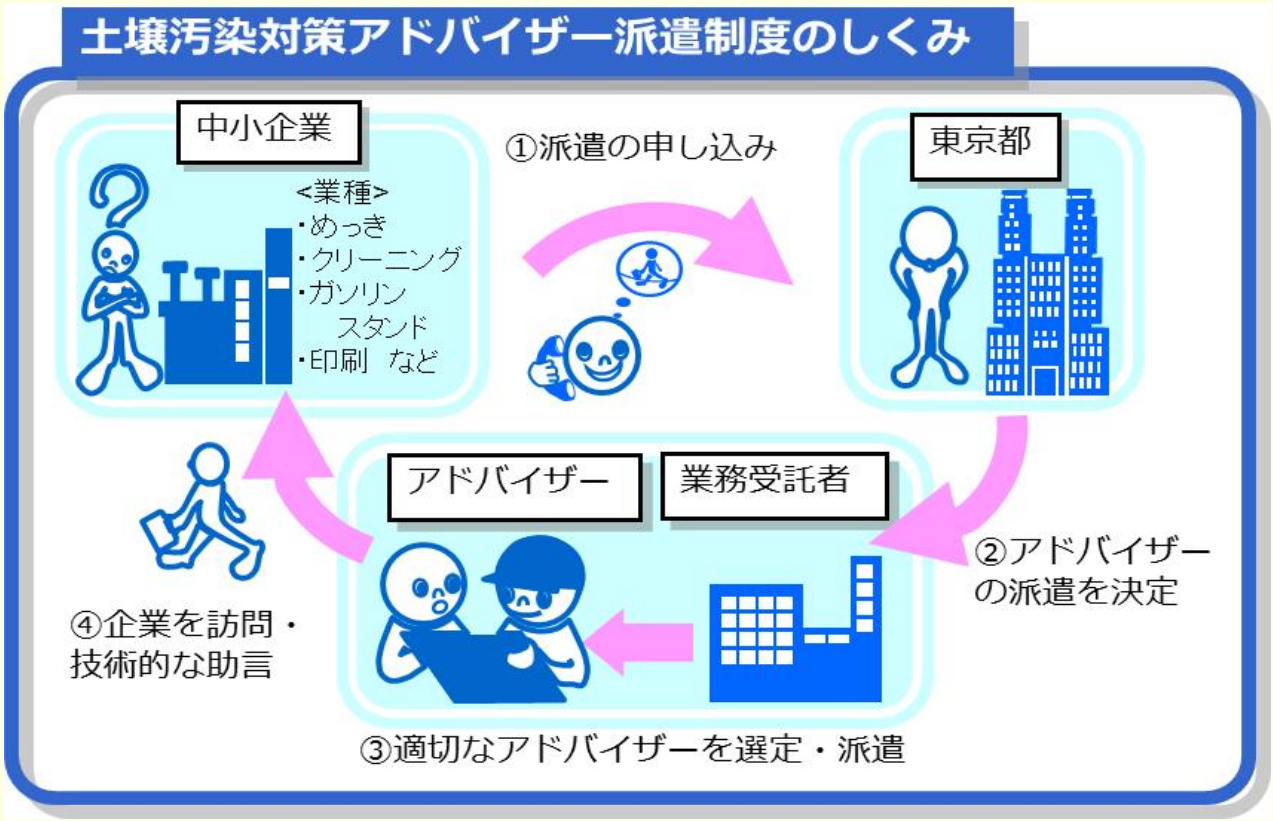

派遣の対象

- **都内の中小企業で、操業中からできる土壌汚染対策や土壌汚染の未然防止等を行おうとする工場・事業場**
  - 操業中土壌汚染対策アドバイザー を利用できます。
- **都内の中小企業で、施設の廃止に伴い法律や条例に基づく土壌汚染の調査・対策を行おうとしている、又は既に行った工場・事業場**
  - 廃止時土壌汚染対策アドバイザー を利用できます。

利用者の声

基本的な知識が入ったことで、調査会社との話がスムーズに

自分だけでは具体的に何をすれば良いのかよく分からなかったが、アドバイザーが直接現場に来て相談に乗ってくれたおかげで、法令の内容をよく理解できた。基本的な知識が入ったことでその後の調査会社との話もスムーズに進めることができ、過剰な調査を回避することができたと思う。

（廃止時アドバイザー第一段階利用）

調査会社の選び方の相談にも乗ってくれて心強い

調査項目や地点数についてアドバイスをもらったことで、調査の規模や費用がどの程度になりそうか事前に把握できたので助かった。調査会社の選び方の相談にも乗ってくれ、調査内容について第三者的立場の専門家に相談できることが心強かった。

（廃止時アドバイザー第二段階利用）

無料相談で日頃の業務を見直すきっかけに

派遣無料なので、聞いて損はないと思い申し込んだ。未然防止や早期発見のポイントなどについてアドバイスをもらい、日頃の業務の中にも改善点があることがわかった。やれることから始めてみる良いきっかけになったと思う。

（操業中アドバイザー第一段階利用）

派遣までの流れ

1. 派遣のご相談　まずは、下記の総合相談窓口にお電話ください。
2. 依頼書の提出　「派遣依頼書」に記入の上、下記の担当部署宛てにご郵送又はご持参ください。
3. 派遣の決定連絡　派遣が決まりましたら、東京都からご連絡します。
4. 訪問日程の調整　アドバイザーと訪問日程を調整してください。

土壌汚染対策総合相談窓口のご案内

まずは直接お電話にて、ご相談ください。必要に応じて窓口での相談をご予約の上、都庁内の窓口へいらしてください。
（当窓口での相談は、東京都が事業者に委託し実施しています。）

窓口設置場所：新宿区西新宿２－８－１　都庁第二本庁舎２０階中央
直通電話番号：０３－５３８８－３４６８
受付時間　９：00から16：45まで（土曜・休日・年末年始を除く。）

担当部署

東京都 環境局 環境改善部 化学物質対策課 土壌地下水汚染対策担当
〒163-8001　新宿区西新宿２－８－１　都庁第二本庁舎２０階北側
TEL.03-5388-3430（直通）